

## 仕 様 書

### 1. 業務名

イギリスに対する戦略的観光プロモーション

### 2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月31日（日）

### 3. 業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数2020年4000万人、訪日外国人旅行消費額2020年8兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

これまで、（一社）せとうち観光推進機構（以下、機構という。）では、重点市場であるイギリスにおける瀬戸内の認知度を向上させ、誘客につなげていくために、現地の旅行専門のマーケティング会社（エージェンシー）を活用し、瀬戸内地域の認知度向上並びに瀬戸内地域への誘客を図ってきた。

イギリスからの誘客をさらに強化するため、これまでの取組により構築されたネットワーク等を基礎に、対象市場に向けたマーケティング・プロモーションを強力に展開する。

### 4. 業務の内容

イギリスからの誘客に向け、機構が海外市場に対するマーケティング、プロモーションに関して業務提携をしている事業者（以下、「戦略的業務提携パートナー」とする。）の有する、現地の旅行専門マーケティング会社とのネットワーク、専門的知見を活用し、イギリス市場に対し、効果的にプロモーションを行なうもの。

#### I 瀬戸内地域への招請業務（旅行会社）

現地の旅行会社関係者を招請し、瀬戸内地域の観光資源等の魅力を紹介するツアーを企画提案し、実施すること。

なお、ツアーの企画については、海外の先進的なDMOの参考事例を明記したうえで、それを踏まえた手法により実施すること。

また、ツアーの企画にあたっては、自社が有するリレーションに限定されることなく、幅広いサプライヤー（観光施設や宿泊先等）と連携し、サプライヤー側の視察受入にあた

ってのしっかりとした準備（施設を説明するスタッフの配置など）や費用面を含むツアー  
アップなど、ツアー効果をより高めるための方策を提案し、実施すること。

行程を含め、具体的な手法等については、機構及び戦略的業務提携パートナーと協議の  
うえ決定すること。

事業費は2,524千円（消費税及び地方消費税を含む）程度を想定している。

(1) 実施時期

平成30年11月～12月頃

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

(2) 実施期間

5泊6日以上（必要に応じて前泊または後泊を設定することも可）

※後述のとおり、「旅行会社 5泊6日以上」の行程については、ゴールデンルート  
からのエクステンションとして、2泊～3泊で巡れる瀬戸内のツアーを2本組み  
合わせた行程で実施する。

(3) 招請人数

旅行会社4社4名以上及び機構の指定する現地旅行専門マーケティング会社1名

※被招請者については、戦略的業務提携パートナーの有するネットワークを活用し  
被招請者を選定する。

(4) 視察行程、商談会への参加

・以下の行程の考え方に基づいて、観光資源の魅力を体感できる行程を企画提案する  
こと。

※行程の考え方

瀬戸内国際芸術祭、ラグビーワールドカップ、オリンピック等、今後の旅行需要を  
見越し、ゴールデンルートからのエクステンションとして、2泊～3泊で巡れる瀬  
戸内のツアー2本の組み合わせとすること。

その際、イギリス市場の顧客の趣味嗜好、旅行形態や流通状況、その他特色を踏ま  
えたツアーとすること。

・旅行商品化を意識した行程とするとともに、宿泊施設の視察を取り入れるなど、商  
品造成、販売に効果的なものとする。

・ツアー中に午後半日間（11月 松山市内または近郊での実施を予定。）、瀬戸内地域  
の宿・体験コンテンツなどサプライヤーとの商談会・交流会を設定する予定であり、  
機構が当該商談会・交流会の運営のために別途指定する事業者と連携し、被招請者  
を商談会・交流会に参加させること。

※商談会・交流会自体への参加費については、本事業において計上する必要はない  
が、会場までの交通手段や当日の宿泊及び昼食代については、本事業において確  
保し、計上すること。

・視察先の予約、取材許可及び入場料体験料等の支払いを必要人数分行うこと。

(5) 宿泊

旅館の場合は1部屋1名の夕朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。

(6) 利用航路

現時点において、国際航空券については、機構で別途調整（航空会社等とのタイアップ）しているため、被招請者1名あたり40,000円を計上すること。

ただし、瀬戸内地域までの移動に要する国内線等については、手配が必要であり、経費に含めること（国際線の発着は東京の想定で計上すること）。

(7) 移動手段

移動手段に車両を使用する場合は、専用車両を原則とすること。

(8) 通訳・案内等

英語の通訳案内士1名以上を手配し、被招請者の当該地域でのツアーに同行させ、通訳案内業務を行わせること。

また、ツアー中に商品造成に有用な情報を適宜提供するため、瀬戸内地域のことを熟知した者により案内できるような体制を整えること。

なお、通訳案内士は、ツアー実施前に機構及び戦略的業務提携パートナーと事前確認のためのミーティングを行うこと。

(9) 資料パックの作成

視察地の情報等を集約した英語の資料を必要部数作成・印刷して準備すること。また、(4)記載の今回のツアー行程及びそれをもとにしたサンプル行程等を検討し、資料パックに含めること。

(10) アンケート調査・分析の実施

招請した旅行会社・メディアに対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに、後述の実施報告書の中でとりまとめること。

アンケート調査の実施にあたっては、機構及び戦略的業務提携パートナーと事前に調整すること。また、アンケート調査結果の日本語への翻訳を行い、後記の実施報告書に盛り込むこと。

(11) フォローアップ

招請ツアー後に旅行商品化されるよう、被招請者に対して継続的にフォローアップを行うこととし、商品の造成状況等について、後記の実施報告書によりとりまとめること。

本事業の効果には、被招請旅行会社によるツアー商品造成本数、ツアー送客人数等の成果を示す指標となる情報を記載すること。

(12) ホスピタリティ

海外の先進的な DM0 の事例を参考に、ツアーを通じて、被招請者の送客意欲等の向上に寄与できるよう、被招請者へのホスピタリティを大切にするとともに、より効果的に瀬戸内地域を印象づけることができる企画を提案し、実施すること。実施内容については、機構及び戦略的業務提携パートナーと協議のうえ、決定すること。

- (例) ・瀬戸内地域の視察ツアー中に、瀬戸内を印象づけるイベントの実施
- ・ウェルカムギフト、メッセージカードの手配
  - ・瀬戸内地域の魅力を訴求できるPRツールの製作 など

(13) その他

- ・被招請者に対して、心のこもった接遇や対応など、おもてなしを心がけること。
- ・招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用、専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用、有料道路等利用料・駐車料金、1人1台のWi-Fiルーターの手配、車中での飲料水、視察施設等の入場料や参考資料の購入・翻訳及び保険等の備えを事前に行うこと。
- ・招請ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行なうこと。

Ⅱ イギリス現地での商談会、個別説明会、意見交換会に係る各種手配

機構で出展を予定している IMM、PATA Exchange に合わせて、イギリス現地において、訪日旅行商品の造成に実績や造成意欲のある瀬戸内地域のサプライヤー（3社程度）と共に、瀬戸内地域の有望な観光素材をはじめ、ルートでの楽しみ方や周遊の仕方などを旅行会社、メディア等に説明・PRし、旅行商品の造成を促進する業務に係る手配を現地エージェントと連携し、行うこと。なお、事業費から1,681千円（消費税及び地方消費税を含む）程度は、現地エージェントへの委託費にあてることとする。

(1) 現地実施内容（予定）

- 平成31年3月24日（日） 移動日、ロンドン市内でミーティング
- 3月25日（月） IMM 商談（サプライヤーは参加しない）
- 3月26日（火） Oxford / Cheltenham / Bristol で複数社に往訪  
Inside Japan Tours とディナーイベント開催
- 3月27日（水） Chester / Manchester にて旅行会社を招いての  
イベント開催
- 3月28日（木） PATA Exchange 商談

※期間中、約35社との商談を予定。

(2) 留意事項

① 各種手配

訪問先の選定及び、商談会、ディナーイベントの開催準備については、現地エージェントに委託し、これにかかる費用は前述の現地エージェントへの委託費に含める。上記行程に合わせて、現地での移動手段を手配すること。(26日の市内移動手段は、別途手配済みのため除く。)

② 連絡・調整

日本側の参加者（サプライヤー）の選定は要しないが、参加者への連絡・調整を行うこと。

なお、想定する日本側関係者の参加人数は、3名程度とする。(機構職員2名を除く)

③ 現地通訳・案内等

本業務の実施にあたり、参加する日本側関係者のために英語通訳を2名以上手配し、参加者に随行して通訳業務を行わせること。また、ツアー行程全般を統率する添乗員を1名以上添乗させ、添乗業務を行わせること。

④ プレゼンテーション資料等の作成

IMM、PATA Exchange やその他現地での活動等に使う資料として、瀬戸内地域の美しい景観や豊かな食文化、各観光地の魅力やモデルコース、交通機関等のアクセス情報等について効果的にPRできる英語のプレゼンテーション用資料を100部程度作成・印刷し、現地に送付すること(送付費用は⑤に含む)

⑤ 国際運送等

イギリス現地での活動に使用する関係資材等を梱包した荷物(合計重量20kg×計5梱包程度)の日本国内からイギリス(ロンドン)までの国際運送手配、通関、検疫等、必要な経費について本事業の経費に算入するとともに国際運送手配すること。

(3) その他

- ・日本側参加者のうち、サプライヤーの渡航費・滞在費については自己負担とするが、日本側参加者の渡航及び滞在期間中に問題が発生した際には、フォローを行うこと。また、要望があれば、航空券、宿などの手配のサポートを行うこと。
- ・業務に従事する機構職員2名分の行程手配については、「5. 留意事項」に準じて行うこと。

### Ⅲ イギリス現地での情報発信・情報収集

戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社を通じて、イギリスの旅行会社や旅行関連団体、メディア等を対象にしたワークショップやセミナー等を実施し、瀬戸内エリアの認知度向上につながる情報発信等を行うとともに、現地の訪日旅行

動向等の情報収集等を行うこととしており、これらの業務が円滑に実施できるよう所要経費の支出を行なうとともに、機構が現地に提供する観光情報の収集等について、支援すること。

また、瀬戸内エリアを対象とした当該業務に加えて、瀬戸内エリアの業務と区分して広島県単独のエリアを対象とした情報発信・収集業務を行うため、この業務に対する経費の支払いを行なうとともに、機構が現地に提供する観光情報の収集等について、サポートを行なうこと。

#### <実施内容>

※戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社を実施する以下の業務を支援する。

- ①旅行会社に対する定期的なセールスコールの実施
- ②旅行会社とのタイアップの実施
- ③旅行会社対象のセミナー・ワークショップ等の教育プログラムの実施
- ④メディアに対する定期的なプレゼンテーションの実施
- ⑤メディアに対するタイアップの実施
- ⑥旅行業界及び一般向けの旅行フェア等での出展広報の実施
- ⑦現地旅行会社・メディアの訪日視察時のサポート
- ⑧旅行商品造成・送客やメディア露出へのフォローアップ
- ⑨造成商品、送客人数、メディアへの露出状況、広告換算等の機構への報告 など

#### (1) 業務内容

##### (a) 現地活動経費の支出

戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社が上記の業務実施に要する経費を事業費に計上するとともに、支出すること。

なお、業務実施に要する経費は、瀬戸内エリアを対象とした活動経費として13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）、広島県エリアを対象とした活動経費として9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を想定しており、毎月の支払いのほか、随時の支払いが必要になる場合がある。

##### (b) 情報収集

現地旅行会社、メディア等の要望を受け、機構が現地に提供する観光情報、写真の収集等について、サポートすることとし、受託者において提供可能な情報や効果的な情報収集手法等、支援できる内容を企画提案し、実施すること。

## 5. 留意事項

### (1) 航空券等の所要経費について

上記Ⅱの業務に従事する機構職員2名分の派遣費用（国内・国際航空運賃、空港施設利用料、その他のチャージ）を所要経費に算入すること（同一の職員が参加する、一連の行程のものとして計上すること）。なお、航空機はエコノミークラスの利用を原則とする。

### (2) 宿泊について

上記Ⅱの業務に従事する機構職員2名分の宿泊は、1部屋1名、朝食付きを原則とし、現地における宿泊場所の手配について必要な手続きを行うとともに、所要経費に算入すること。なお、宿泊代金の上限等については、国で定める外国旅行の旅費（1名あたり19,300円/泊）を上回らないこと。

### (3) 情報通信端末の手配について

上記Ⅱの業務に従事する機構職員が効率的に情報収集、情報発信を行えるようにモバイル端末が常時インターネットに接続可能となるよう情報通信端末2台を手配すること。

## 6. 報告書の提出

### (1) 提出物 事業実施報告書（A4判） 9部

※瀬戸内エリアを対象とした事業と、広島県単独のエリアを対象とした事業に分けて報告すること。

### (2) 提出場所 機構

### (3) 提出期限 平成31年3月31日（日）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

## 7. その他

- (1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用すること。
- (3) 機構のインバウンド向けロゴ及びタグライン（REFLECTION TRIP）を使用すること。